

第 6 0 号議案

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例
足立区立校外施設条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表足立区立鋸南自然の家の項を削る。

別表の 2 スポーツ施設の使用料の部を次のように改める。

2 スポーツ施設の使用料

区分	単位	金額
体育館	午前（午前 9 時から午後零時 3 0 分まで）	2, 3 0 0 円
	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	3, 5 0 0 円

備考

宿泊者が使用する場合は、無料とする。

付 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区立鋸南自然の家を廃止する必要があるため、この条例案を提出いたします。